

三島市建設関連業務委託に係る最低制限価格制度試行要領における算定等の見直しについて

令和 6 年 11 月 11 日
三島市財政経営部財政課

「三島市建設関連業務委託に係る最低制限価格制度試行要領」における算定等を、国の改定に基づき改正し、令和 7 年 1 月 1 日以降に入札公告等を行うものから適用しますのでお知らせします。

変更概要

建設関連業務委託における諸経費及び一般管理費に乗ずる係数を0.45及び0.48から0.5に引き上げる。土木・建築関係の建設コンサルタント・補償関係コンサルタントの最低制限価格の上限を8を乗じた額から8.1を乗じた額に引き上げる。

あわせて、試行要領を実施要領に改正するものです。

三島市建設関連業務委託に係る最低制限価格制度試行要領

改正後	改正前
三島市建設関連業務委託に係る最低制限価格制度 実施 要領	三島市建設関連業務委託に係る最低制限価格制度 試行 要領
(趣旨) 第 1 条 この要領は、三島市が発注する測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設関連業務」という。）の委託契約（以下「業務委託契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下これらの入札を「競争入札」という。）に関し、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項（同令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）及び三島市契約規則（平成 17 年規則第 5 号。以下「規則」という。）第 16 条（同規則第 23 条において準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格	(趣旨) 第 1 条 この要領は、三島市が発注する測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設関連業務」という。）の委託契約（以下「業務委託契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下これらの入札を「競争入札」という。）に関し、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項（同令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）及び三島市契約規則（平成 17 年規則第 5 号。以下「規則」という。）第 16 条（同規則第 23 条において準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格

をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする最低制限価格制度について、必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 本要領は、予定価格が3百万円以上の建設関連業務を対象とする。ただし、予定価格を事前公表する場合等において、最低制限価格を適用しないことができるものとする。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 競争入札により業務委託契約を締結しようとする場合は、契約ごとに、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる入札書比較価格に対する価格（以下「最低制限価格」という。）を定めるものとする。

2 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書及び仕様書等に基づき算定するものとし、次の各号に定める業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎となった経費の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の8.1を乗じた額（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあつては3分の2）とする。

(1) 測量業務

ア 直接測量費の額

イ 測量調査費の額

ウ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

(2) 土木関係の建設コンサルタント業務

をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする最低制限価格制度の試行について、必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 本要領は、予定価格が3百万円以上の建設関連業務を対象とする。ただし、予定価格を事前公表する場合等において、最低制限価格を適用しないことができるものとする。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 競争入札により業務委託契約を締結しようとする場合は、契約ごとに、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる入札書比較価格に対する価格（以下「最低制限価格」という。）を定めるものとする。

2 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書及び仕様書等に基づき算定するものとし、次の各号に定める業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎となった経費の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の8を乗じた額（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあつては3分の2）とする。

(1) 測量業務

ア 直接測量費の額

イ 測量調査費の額

ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(2) 土木関係の建設コンサルタント業務

<p>(積算に技術経費を用いない場合)</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費等の額に 10 分の <u>5</u> を乗じて得た額</p> <p>(3) 建築関係の建設コンサルタント業務</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 特別経費の額</p> <p>ウ 技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額</p> <p>エ 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額</p> <p>(4) 地質調査業務</p> <p>ア 直接調査費の額</p> <p>イ 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額</p> <p>ウ 解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額</p> <p>エ 諸経費の額に 10 分の <u>5</u> を乗じて得た額</p> <p>(5) 補償関係コンサルタント業務 (積算に技術経費を用いない場合)</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費等の額に 10 分の <u>5</u> を乗じて得た額</p> <p>3 最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は 1 万円単位とし、1 万円未満の端数は切捨てる。</p> <p>4 特別な業務等で、第 2 項の規定により難しいものについては、同項に定める算定方法にかかわらず、契約ごとに 10 分の <u>8.1</u> (測量業務にあつては 10 分の 8.2、地質調査業務にあつては 10 分の 8.5) から 10 分</p>	<p>(積算に技術経費を用いない場合)</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費等の額に 10 分の <u>4.8</u> を乗じて得た額</p> <p>(3) 建築関係の建設コンサルタント業務</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 特別経費の額</p> <p>ウ 技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額</p> <p>エ 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額</p> <p>(4) 地質調査業務</p> <p>ア 直接調査費の額</p> <p>イ 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額</p> <p>ウ 解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額</p> <p>エ 諸経費の額に 10 分の <u>4.8</u> を乗じて得た額</p> <p>(5) 補償関係コンサルタント業務 (積算に技術経費を用いない場合)</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費等の額に 10 分の <u>4.5</u> を乗じて得た額</p> <p>3 最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は 1 万円単位とし、1 万円未満の端数は切捨てる。</p> <p>4 特別な業務等で、第 2 項の規定により難しいものについては、同項に定める算定方法にかかわらず、契約ごとに 10 分の <u>8</u> (測量業務にあつては 10 分の 8.2、地質調査業務にあつては 10 分の 8.5) から 10 分</p>
---	---

<p>の6（地質調査業務にあつては3分の2）の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。</p> <p>5 前3項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに、最低制限価格に110分の100を乗じて得た金額を「（最低制限価格入札書比較価格 〇〇円）」と記載する。</p> <p>（入札参加者への周知）</p> <p>第4条 本制度の円滑な運用を図るため、入札公告等の際に、「地方自治法施行令第167条の10第2項の適用があること」を明示するものとする。</p> <p>（開札処理）</p> <p>第5条 開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者を落札者とししないものとする。</p> <p>（入札経過の整理）</p> <p>第6条 前条の決定を行った場合、「入札結果表」に当該入札をした者を「失格」と決定した旨記載するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年4月1日以降に入札公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日以降に入札公告または指名通知を行うものから適用する。</p>	<p>の6（地質調査業務にあつては3分の2）の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。</p> <p>5 前3項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに、最低制限価格に110分の100を乗じて得た金額を「（最低制限価格入札書比較価格 〇〇円）」と記載する。</p> <p>（入札参加者への周知）</p> <p>第4条 本制度の円滑な運用を図るため、入札公告等の際に、「地方自治法施行令第167条の10第2項の適用があること」を明示するものとする。</p> <p>（開札処理）</p> <p>第5条 開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者を落札者とししないものとする。</p> <p>（入札経過の整理）</p> <p>第6条 前条の決定を行った場合、「入札結果表」に当該入札をした者を「失格」と決定した旨記載するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年4月1日以降に入札公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日以降に入札公告または指名通知を行うものから適用する。</p>
---	---

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行し、令和7年1月1日以降に入札公告または指名通知を行うものから適用する。